

米国特許情報

出願人による遅延に起因して特許権存続期間を削減するという USPTO の権限を制限することが示された最近の CAFC 判例

2019年04月15日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

1994年に、USPTOは、特許発行から17年間の特許権存続期間を特許出願から20年間に変更しました。その後、1999年に、USPTOに起因する審査の遅れによって実質的な特許権存続期間が短くなるといった課題に対する解決策としてPTA（Patent Term Adjustment）が導入されました。

このPTAは、USPTOに起因する審査の遅延が生じた場合、その遅延分に相当する日数分だけ特許権存続期間の調整に加算されます。これに対し、出願人に起因する遅延があった場合、その遅延分が、特許権存続期間の調整から差し引かれます。米国特許法第154条(b)は、USPTOに起因する遅延に対し、一日単位でPTAを計算する旨、規定するものです。

特許権存続期間の計算に際し、出願人による遅延（“applicant delay”）としてプロセキューションの終結のために**相応の努力**を払った期間が特定された場合、当該期間に相当する日数だけ、所定期間内に、特許権の満了日の延長をUSPTOに対して求める権利を特許権者は有しています。

ここにご紹介するCAFC判例は、特許権存続期間を削減するというUSPTOの権限を制限するものです。どのような場合に、特許権存続期間が削減されないのであるかということ、本CAFC判例から学ぶことができます。

本判例に鑑み、特許権者によっては、追加の特許権存続期間を延長する権利が付与されるべき特許を所有している可能性がありますので、これを機会に、このような特許の有無をチェックされることをお勧めします。但し、後述するように、特許権存続期間の延長申請には、時間的制限が付されていることにご留意ください。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。